**導入促進基本計画**

**１　先端設備等の導入の促進の目標**

1. 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当該地域は、新潟県のほぼ中央、新潟市と長岡市の間に位置し、「彌彦神社」「弥彦山」を中心として多くの観光客が訪れる観光地で、観光関連業が村の基幹産業として重要な位置を占めています。また、国内唯一の村営競輪場があり、経営改善にいち早く取り組むなど、記念競輪（GⅢ）やガールズ競輪などの開催で多くの競輪ファンを集め、地域経済への発展に繋がっています。

弥彦村は、「麓地域」「弥彦地域」「矢作地域」と大きく３つの地域に区分けされ、地域別の人口構造は、麓地域が１９．６％、弥彦地域が２５．７％、矢作地域が５４．７％という構成になっています。

　地域別でみた産業構造は、村の基幹産業となる観光関連業は弥彦地域が中心で、観光客入込みの対象は彌彦神社、弥彦山、弥彦温泉（湯神社温泉・桜井郷温泉）、弥彦燈籠まつり、弥彦菊まつりのほか、弥彦公園をはじめとする自然や文化財、季節毎の行事が主となっていますが、近年は“通過型観光地”傾向にあり、滞留機能の早期整備が課題となっています。さらに最盛期には最大で２７軒あったホテル・旅館等が、現在では１１軒と大幅に減少し、地域内の環境が大きく変わったことでサービス業関連の法人税は最盛期の１５％程度まで落ち込んでいます。

商業においては矢作地域に集約されていますが、近隣市町の大型商業施設への購買

力流出が続いており、村内の商業経営は厳しい環境であることから、今後、定住環境整備に不可欠な、身近な商業サービス業を確保していく必要が求められます。

　工業においても矢作地域に集約されていますが、従来からの弥彦村工業団地に加え、

「農村地域工業等導入促進法」に基づいた弥彦村大戸企業団地への企業立地が進み、

雇用の場を拡大してきました。しかし、事業形態は“個人企業”が全体の約半数を占

めるほか、従業員数が「１０人以下」の企業が全体の９割にのぼります。特に金属関

連の下請け企業が多く、景気の動向に大きく左右され、近年は事業所数、従業者数、

製造品出荷額等とも減少傾向にあり、人材不足・後継者難で、技術、技能の継承が課

題であり、厳しい経営状況にあります。

建設業においては全ての地域に点在しておりますが、現在、排水河川の整備や急傾

斜地等の災害対策も進み、安全環境は増しているものの、地震・水害等、近年頻発する予期せぬ大規模災害が発生した際、インフラ、住宅等の復旧工事、除雪作業などの暮らしを守るには欠かせない産業であり、地元業者の経営維持は極めて重要であると考えますが、建設業でも人材不足・後継者難は課題であり、経営状況は厳しいままです。

　農業においては麓地域と矢作地域が主となりますが、観光と並び、本村では重要な

基幹産業と位置付けられており、中でも地元農家生産のコシヒカリで、農薬・化学肥

料を５０％以上減らして生産している特別栽培米“伊彌彦米”は平成２８年産からブ

ランド化し、ふるさと納税の返礼品として好評を得ており、今後も需要の拡大が望め

ますが、他の業種と同じく後継者難は課題であり、且つ経営者の高齢化が年々進んで

いることで、生産者の不安に拍車をかけています。

　弥彦村としては、生産性向上特別措置法第３７条第１項の規定に基づく導入促進基

本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、村内の生産性向上を

図っていく。これを実現するための目標として、以下のとおり定める。

1. 目標

・先端設備等導入計画の認定数 ２０件を目標とする。

・観光関連業においては宿泊客数、対前年度比３％の増加を目標とする。

1. 労働生産性に関する目標

・「先端設備等導入計画」を認定した事業者の労働生産性が、年平均３％以上向上す

ることを目標とする。（導入促進指針に定めるものをいう。）

**２　先端設備等の種類**

　当村は、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画において対象とする設備

は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第１条第１項に定める先端設備等

全てとする。

**３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項**

1. 対象地域

　当村は、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象区域は全域を対象

とする。

1. 対象業種・事業

当村は、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象は全業種・全事業

を対象とする。

**４　計画期間**

1. 導入促進基本計画の計画期間

　国の同意日より３年間。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

　３年間、４年間または５年間。

**５　先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項**

・人員削減を目的とした取組は計画認定の対象としない。

・反社会的勢力で構成される者は除く。

・村税を滞納している者は除く。